

原子力災害対策指針に定める防護措置等

太字は平成27年3月改正案における変更点
太枠内は別添資料等に示されている内容

	区域	放射性物質の放出前			放射性物質の放出後		
		警戒事態 (立地県で震度6等)	施設敷地緊急事態 (外部電源喪失等)	全面緊急事態 (冷却機能喪失等)	プルームの通過	放射性物質の沈着	
					数時間内	1日以内	1週間以内
PAZ	概ね5km	<ul style="list-style-type: none"> 平常時モニタリングの強化→ 要援護者等の避難準備→ 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施→ 要援護者等の避難の実施 避難の準備→ 安定ヨウ素剤の服用準備→ 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングポストによる測定 避難の実施 安定ヨウ素剤の服用指示 	放出源情報の収集等		
UPZ	概ね30km	<ul style="list-style-type: none"> 平常時モニタリングの強化→ 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 <p>原則として防護措置実施単位ごとにモニタリングポイントを設定して実施(概ね5kmメッシュに固定ポストを設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> SPEEDI等拡散予測の実施(記述削除) <p>緊急時モニタリングの実測値に基づき、防護措置の実施を判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の準備→ 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の実施 安定ヨウ素剤の服用準備 安定ヨウ素剤の予防服用(記述削除) <p>プルーム対策としては屋内退避が実効的</p>	<ul style="list-style-type: none"> OIL1超 (500 μ Sv/h) 汚染範囲の特定 OIL2超 (20 μ Sv/h) 汚染範囲の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の実施 安定ヨウ素剤の予防服用(国の指示を受けて服用) 	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転の実施 安定ヨウ素剤の予防服用(国の指示を受けて服用)
UPZ外	PPA (記述削除) プルームを正確に予測することは不可能	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの準備のための調整 要援護者の避難準備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの準備 要援護者の受入れ 避難準備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの実施 避難の受入れ 安定ヨウ素剤の服用準備(記述削除) 屋内退避の注意喚起 → 屋内退避の実施(プラントの状況悪化に応じて段階的に実施) <p>国が同心円状に自治体単位で範囲を設定</p>	<p>国が走行サーベイや航空機モニタリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> OIL2超 (20 μ Sv/h) 汚染範囲の特定 		<ul style="list-style-type: none"> 一時移転の実施 安定ヨウ素剤の予防服用(国の指示を受けて服用)
指針の課題				<p>【屋内退避】</p> <p>■UPZ外の屋内退避の具体的な実施方法(対象範囲の設定基準、観光客など一時滞在者の屋内退避場所の確保及び周知方法等)が明示されていない。</p>	<p>【モニタリング】</p> <p>■UPZ外の緊急時モニタリングの具体的な実施方法(防護措置実施単位とのひも付け等)が明示されていない。</p>	<p>【安定ヨウ素剤】</p> <p>■避難・一時移転時の安定ヨウ素剤の具体的な配布方法が明示されていない。</p>	<p>【一時移転/安定ヨウ素剤】</p> <p>■UPZ外の一時移転に必要な要員・資機材(安定ヨウ素剤を含む)の確保方法が明示されていない。</p>